

はない」と述べ、具体的に、永住者・定住者だけでなく、企業の勤務者・留学生なども対象となるとしています。また、査証（ビザ）の在住期限が切れている場合にも「ケースバイケースだが、生活の本拠があれば当然支給する。ただし、不法滞在者については支給は困難だ」と回答しています。窓口である市区町村に問い合わせて下さい。

- (3) 義援金については、被災地に居住している被災者であればよく、外国人登録上の居所でなくても給付されます。賃貸借契約や光熱費の支払証明や郵便物など、被災当時、被災家屋に住んでいたことを証明する書類と外国人登録証を提示して下さい。外国人登録証がない場合の取扱いについては不明確ですので、義援金を交付する市区町村や日本赤十字社に問い合わせて下さい。
- (4) 2月7日現在の兵庫県のまとめでは、外国人の死者は246人となっています。

第18

災害と税法

今回の阪神・淡路大震災による被災者の税負担を軽減するため、所得税・住民税の減免措置を柱とする税制関連3法案が、平成7年2月17日成立しました。この章は、改正前の災害関連措置をまず述べたうえ、今回の特別措置を説明しています。引き続き法人税などを中心とした税制上の特別措置がとられる方針なのでご留意下さい。

Q240

今回の震災により被災しましたが、税法上税金の減免などに関する特別の定めがありますか。

A (1) 国税に関しては、次に掲げる租税の減免などに関するいくつかの定めがあります。

- ① 所得税に関しては、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「災害減免法」といいます）による租税の減免、所得税法による雑損控除・資産損失の必要経費算入、雑損失の繰越控除などの軽減・免除措置
- ② 法人税に関しては、被災資産の評価額の損金算入・耐用年数の短縮などの軽減措置

- ③ 相続税及び贈与税上の軽減措置
 - ④ 酒税・たばこ税・揮発油税などにおける軽減措置
 - ⑤ 紹介所得などの源泉徴収の猶予又は還付
 - ⑥ 申告・納付期限の延長、納税の猶予、延滞税の免除などの緩和措置
- (2) 府県民税・市民税・固定資産税などの地方税についても、災害を受けた場合には、国税とほぼ同じ各種の租税の減免措置があります。

Q241

災害減免法と所得税法上の減免措置の概要について説明して下さい。

A

(1) 災害減免法による租税の減免

- ① 災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた居住者で、被害を受けた年分の合計所得金額（年収から経費を差し引いた額）の見積額が600万円以下の者は、その所得金額に応じ、所得税の額が軽減又は免除されます（災害減免法2条）。

（注）「甚大な被害を被ったこと」とは、災害により本人・その者と生計を一にする配偶者その他の親族（その合計所得金額は基礎控除額以下の者に限る）の所有する住宅又は家財について受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価額の2分の1以上（保険金による填補額を除く）であることをいいます（災害減免法施行令3条の2第1項）。

- ② 減免される税額は、その年の合計所得金額の見積額により、次とおり定められています（災害減免法施行令3条の2第1項）。

- ア 300万円以下の人には、所得税の全額を免除
 - イ 300万円超450万円以下の人には、所得税額の2分の1を免除
 - ウ 450万円超600万円以下の人には、所得税額の4分の1を免除
- (2) 所得税法上の雑損控除（所得税法72条）
- ① その年の所得金額から、住宅又は家財について受けた損害の金額（保険金による填補額を除く）及び災害関連支出を雑損控除として課税対象額から差し引き控除できるという制度です。
 - ② 基本的には、次に掲げる損失金額を基礎として計算します。
 - ア 納税者及び生計を一にする所得の金額が35万円以下の配偶者や所有する住宅又は家財についての損失額（保険金による填補額を除く）
 - イ 災害に関連して支出金額のうち、
 - 1 災害により損壊した住宅や家財などの取壊費用
 - 2 災害のやんだ日の翌日から1年以内に支払った原状回復のための修繕費
 - 3 土砂などの取り片付け費用
 - 4 災害により住宅・家財に被害が生じ又は正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に、その被害の拡大・発生を防止するための緊急措置を講ずるために支出した費用
 - ③ 雜損控除できる金額は、次のア又はイにより計算した金額のいずれか多い方の金額となります。
 - ア 住宅・家財の正味損失額 - 総所得額の10%
 - イ 災害関連支出金額 - 5万円
 - ④ 雜損控除の対象となる資産は、日常生活上の住宅・家財に限られますから、商品や事業用資産、日常生活上に必要のない別荘、

30万円以上の貴金属・書画骨董などは、控除の対象になりません。しかし、譲渡所得があるときは、譲渡益から差し引くことができます。

(3) 今回の地震災害による損失にかかる特別措置

① 災害減免法の特例

今回の地震災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、②の雑損控除のいずれかを選択することにより、平成6年分の所得税について、災害減免法による軽減免除の適用を受けることができます。

災害減免法の適用対象になる者の所得限度額を1000万円（現行600万円）に引き上げるとともに、軽減免除の対象となる所得限度額を次のとおり引き上げることとし、平成6年分の所得税から適用されます。

区分	現行	改正
全額免除	300万円まで	500万円まで
2分の1免除	450万円まで	750万円まで
4分の1免除	600万円まで	1000万円まで

② 雜損控除の特例

今回の地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、平成6年分の所得においてその損失金額を雑損控除の適用対象とすることができます。

この特例は、平成6年分の給与などにつき年末調整を行っている給与所得者についても確定申告を通じて適用されます（Q249参照）。

Q242

損害額の算定はどうして行うのでしょうか。

(1) 損害額の算定

A Q241の(1)と(2)のいずれの場合も、損害額は「被災直前の時価」で算定しますが、大阪国税局は、2月17日減免を受ける際に損害額を算定する「簡便法」を発表しました。

これは、「被災直前の時価」の算定が難しいため、今回の特例として簡便法による申告を認めたものです。

この簡便法は、①住宅の損害額の計算は、建築時期と構造に応じて1m²当たりの時価を定めた「住宅の時価額簡易表」と、②損害の程度を全壊・半壊など4段階ごとに被害率を定めた「被害割合表」を用います。自宅に当てはまる時価に延べ床面積と被害割合表の率をかければ損害額が出ます。

(2) 住宅の時価額簡易表（1m²当たり、単位は千円）

建築時期	木造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	コンクリートブロック造
1990～1994年	175	329	258	201	156
85～89	158	316	248	190	148
80～84	141	303	238	178	140
75～79	124	290	228	166	132
70～74	107	278	218	154	124
65～69	90	265	208	143	116
64年以前	73	252	198	131	108

(3) 被害割合表（単位は%）

	住宅	家財	
		火災要因	地震要因
全損	100	100	100
全損に準ずるもの	70	100	70
半損	50	100	50
一部破損	20	100	20

(4) なお、損害算定の基準は、家財は、大人(18歳以上)1人100万円、子供1人60万円とし、総所得額は金1000万円を限度とします。

4人家族(大人2人、子供2人)で、所得400万円(年収563万円)で、建物が全壊、家財も地震で全壊した場合について、具体的に計算すると次のとおりです。

① 家財損害

$$[(100\text{万円} \times 2\text{人} + 60\text{万円} \times 2\text{人}) + 400\text{万円} \times 1/2] \times 100\% = 520\text{万円}$$

② 住宅の損害(1961年建築の木造住宅・延床面積100m²、全壊)

$$7\text{万3000円} \times 100\text{m}^2 \times 100\% = 730\text{万円}$$

③ 総損害額(①+②) 1250万円

この家族の場合は、税法と災害減免法のいずれでも、平成6年度の所得税12.8万円が全額免除になりますが、災害減免法はその1年だけが対象で、所得税は翌年の所得に繰り越すことができます。

Q243

災害免除法と所得税法の減免措置は同時に受けられるのでしょうか。

A

双方の軽減措置を同時に受けることはできません。どちらか自分に有利な方法を選択することになります。適用を受けるときは、どちらが有利になるか具体的に計算して利害得失を考慮することが必要です。

災害減免法・雑損控除の有利・不利一覧表

条 件		災害減免法の救済	損害控除による救済	有利・不利の判定
損害額程度	所得金額			
	500万円以下	所得税の全額免除	(損害額-合計所得金額×10%)と(損害額のうち災害関連支出の金額-5万円)とのいずれか多い方の金額	災害減免法有利
合計所得金額以下	500万円～750万円	所得税の1/2相当額の免除	同上	損害額が所得金額に近いほど雑損控除有利、損害額が少ない時は災害減免法有利
	750万円～1000万円	所得税の1/4相当額の免除	同上	同上

	1000万円 超	なし	同上	雑損控除有利
合計所得 金額超				同上

Q244

これらの納税額の減免措置は、どの年分の所得税申告から受けられるのでしょうか。

A (1) 平成6年分か、本年の平成7年分の所得税か、いずれかの納税額の減免を選択できる特例措置がとられることになりました。ただ、平成6年と平成7年の2年間にわたって減免を受けることはできません。

(2) 所得税法上は、災害の属する平成7年度分の所得税の申告において適用されることになっていました。つまり、所得税は、1月から12月までの1年間の収入をもとに計算することになっているため、平成7年1月に災害が発生した今回の震災では、本来、減免措置は平成6年度分の所得税には適用されないことになります。

しかし、実際に減免を受けられるのは、1年2カ月先の平成8年2月の確定申告後になって減免の効果が薄れてしまうことや今回の被災の規模を考慮して、特別立法により、すでに終わっている平成6年分の所得税についても減免を選択できるようにしたものです。

(3) しかし、消費税率引上げに伴う税制改革によって、平成6年分の所得税と平成7年分の所得税は、所得が同じでも税額が異なってくることが多く、平成6年分の減税額の方が大きい中間所得層では、

減免措置を平成6年分で選択するのが必ずしも有利とはいえません。

一方、個人事業者にとっては、震災で店舗・事業所又は工場が焼け、今年分の所得が平成6年分と比較して激減しそうな場合は、平成7年分の所得税より、平成6年分での所得税の減免措置を選んだ方が有利になるケースが多いと思われます。

しかも、申告・納付の期限延長や、納付期限から1年の納税猶予措置もとられるため、個人でそれぞれの場合の納税額を計算して比較することは相当困難です。したがって、この問題については、税理士や最寄りの税務署などで詳しく相談した方がいいでしょう。

なお、大阪国税局の税務相談室が問合せに応じています(TEL 06-945-0030)。

Q245

所得税法上、災害などにより被害を受けた場合に適用される特別の措置には、どのようなものがありますか。

A (1) 所得税法上の措置

災害等により被害を受けた場合には、次に掲げる規定の適用を受けることができます。

- ① 所得税法上の雑損控除（所得税法72条）
- ② 資産損失の必要経費算入（同法51条）
- ③ 生活に通常必要でない資産の災害損失の譲渡所得からの控除（同法62条）

- ④ 純損失の繰越控除及び純損失の繰戻還付（同法70条、140条）
- ⑤ 雜損失の繰越控除（同法71条）
- ⑥ 医療費控除（同法73条）
- (2) 今回の地震災害に対する特例

① 被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例

今回の震災により事業用の固定資産などについても損失が生じたときは、その損失金額を平成6年分の事業所得などの金額の計算上、必要経費に算入することができます。なお、控除しきれなかった損失の金額は、翌年以降3年間にわたって控除できます。

② 土地譲渡益課税の軽減の特例

今回の震災により被災した地域の復興のため、土地区画整理事業などに協力して土地を売却した場合、土地譲渡益課税が大幅に軽減されます。

土地譲渡益課税は、土地の売却代金から、土地購入代金や売却の際の必要経費などを差し引いた残りの「譲渡益」にかかる所得税・法人税です。現在土地区画整理事業に協力して土地を売却した場合には、さらに2000万円、居住用の土地・建物を売却した場合に3000万円を差し引く特別控除が認められていますが、今回は、土地を強制的に提供させる「土地収用」なみの5000万円に引き上げる方向で調整されています。

Q246

法人税においても、災害等による被害を受けた場合の特別措置がありますか。

A

- (1) 所得税と同様、災害などにより被害を受けた場合には、次に掲げる規定の適用を受けることができます。
 - ① 被災資産の評価損の損金算入（法人税法33条）
 - ② 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越（同法57条）
 - ③ 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越（同法58条）
 - ④ 欠損金の繰戻しによる還付（同法81条、租税特別措置法66条の14参照）
 - ⑤ 耐用年数の短縮（法人税法施行令57条）
- (2) 地震防災対策用資産の特別償却制度

なお、一旦、平成7年度の税制改正で廃止することを決めていた租税特別措置の一つである地震防災対策用資産の特別償却制度について、平成7年度以降も継続される予定です。
- (3) 見舞金の損金扱いなどの特例措置

国税庁は、阪神・淡路大震災で被災した企業や被災企業を支援する全国の企業に対する法人税の特例措置を行うことになりました（平成7年2月15日日経新聞）。

 - ① 被災した企業の法人税 全額損金算入
 - ・自社ビル修繕費など → 見積額を災害損失特別勘定として
 - ・賃借ビルの修繕費など → 修繕費として
 - ・社員への災害見舞金 → 福利厚生費として
 - ② 被災した企業を支援する企業の法人税 全額損金算入
 - ・取引先に対する災害見舞金 → 販売促進費などとして
 - ・取引先に対する売掛金の免除 → その分の売上を控除する。
 - ・業界団体として被災企業に見舞金を出した場合の分担金

- ③ 被災者に自社製品を配った場合の法人税
・費用を広告宣伝費として全額損金に算入

Q247

相続税及び贈与税に関して、災害により被害を受けた場合に関する特別の定めはありますか。

- A** (1) 申告書の提出期限前に災害により被害を受けた場合
相続税・贈与税の納税義務者が、災害により相続・遺贈・贈与により取得した財産について、申告書の提出期限前に甚大な被害を受けた場合には、申告する財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した金額により計算します（災害減免法6条1項）。

(注) ここで、「甚大」とは、相続などで取得した財産のうち、災害により被害を受けた部分の価額（保険金による補填額は除く）が相続税などの課税価格の計算の基礎となった財産価額（債務控除後の価額）の10分の1以上であること（災害減免法施行令12条1項）。

- (2) 申告書の提出期限後に災害により被害を受けた場合
相続税・贈与税の納税義務者が、申告書の提出期限後に甚大な被害を受けた場合には、その被害日以後に納付すべき相続税又は贈与税のうち、被害を受けた部分に対する税額が免除されます（災害減免法4条）。

(注) たとえば、延納許可を受け、その分納期限が未到来のものなどをいい、滞納中のものや附帯税は除かれます。

この規定の適用を受けようとする者は、「災害減免法第4条の規定による相続税、贈与税の免除承認申請書」を、災害の止んだ日から2カ月以内に提出して下さい。

Q248

その他の国税で、災害被害に関する特別措置がありますか。

- A** (1) 酒税・たばこ税・揮発油税・地方道路税・石油ガス税・石油税

これらの国税を課せられ、これらの納付義務者が販売のために所持する物が被災した場合には、これらの酒類などに課せられた酒税等相当金額（保険金による補填額を除く）を、納税義務者の納付すべき酒税などから控除する等の規定があります（災害減免法7条）。

- (2) 自動車重量税

自動車の販売業者などが自動車検査証の交付を受ける目的で保管している自動車のうち、災害による被害により使用が廃止されたものについても、これに準じた取扱いが定められています（災害減免法8条）。

- (3) 消費税

今回の震災により本社ビルなどが被害を受け修繕した場合、建物の修理・修繕のための費用は課税仕入れにかかる支払対価に該当し、仕入税額控除の対象となります。

ただし、課税売上割合の95%未満の事業者が個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合には、事業内容、本社ビルの使用状況

などにより課税仕入れにかかる消費税額の全部又は一部が控除できないこととなります（大阪国税局・災害による法人税・消費税・源泉所得税の取扱）。また、貸倒れにかかる消費税額の控除などの規定もあります（消費税法39条）。

(4) 関税の特例

今回の地震災害が神戸港というわが国の貿易拠点を直撃し甚大な被害を引き起こしたことにかんがみ、緊急の対応として、関税について、次に掲げるとおり特別措置が講じられます。

① 納期限などの延長

関税の納期限延長制度の利用者で今回被災した者が、納期限までに関税の納付を行うことができない場合には、その納期限を延長することができます。

② 臨時開庁手数料の免除

緊急援護物資及び被災した貨物を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料を免除するなどの特例があります。

(5) 相続税の特例

仮設住宅に農地を貸した場合、農地にかかる相続税の納税猶予が継続されます。

Q249

確定申告の必要がない大半のサラリーマン（給与所得者）には、源泉徴収の猶予又は還付などの措置があると聞きましたが。

A

(1) 確定申告の必要がない大半のサラリーマンについても、給与所得の源泉徴収の猶予又は還付を受けられる制度があります。

源泉徴収の猶予とは、源泉徴収を一定期間延期することではなく、所定の期間内の源泉徴収を行わないこと、すなわち、減免されることを意味します。したがって、給与の支払者は、猶予期間が満了した後も、その期間にかかる源泉徴収も年末調整も行いません。

還付制度は、源泉徴収された税額の還付を受ける制度です。

(2) この猶予などが適用される地域は、サラリーマンが被災しておれば、源泉徴収義務者の所在地に限定はありません。この源泉徴収の猶予申請は、給与所得者本人が、会社を経由して、「源泉所得税の徴収猶予申請書」を給与所得者の納税地の税務署長に提出して行います（災害減免法施行令4条1項）。

(3) 源泉徴収の猶予又は還付を受けるためには、所得税の場合と同じく、災害により住宅や家財について甚大な被害を被り(Q241(1)の注を参照)，かつ、その災害日においてその年分の合計所得金額の見積額が600万円以下であることが必要です。ただし、今回の地震災害については、この見積額は1000万円以下となり、平成6年分の所得税から適用されます(Q241(3)①参照)。

Q250

源泉徴収の猶予又は還付を受けられる金額はどうなりますか。

A

(1) Q249(3)の要件に該当するサラリーマンは、災害日以降に支払を受けるその年分の給与について源泉徴収の猶予を受けることができます（災害減免法3条2項）。

源泉徴収の猶予を受けられる金額は、その年分の合計所得金額の見積額により、次に掲げるとおりです。

- ① 500万円以下の人には、その年分のその後の源泉徴収を猶予
 - ② 500万円超750万円以下の人には、災害日から6カ月を超過する日の前日までの間に支払を受ける給与について、源泉徴収を猶予
 - ③ 750万円超1000万円以下の人には、災害日から3カ月を超過する日の前日までの間に支払を受ける給与について、源泉徴収を猶予
- (2) しかし、給与所得者は、翌年（平成8年）に、個人で確定申告をして、納税額の過不足を清算しなければなりません（災害減免法3条6項）。
- (3) 給与所得者の場合も、申告所得税に関して述べたように、今回の震災による特別措置として、源泉徴収の猶予又は還付を、平成7年分と平成6年分の所得のいずれかを選択して行うことができる特例措置を認められました。

したがって、すでに平成6年分の所得税を源泉徴収で支払っている給与所得者でも、納付した税金の還付を本年の確定申告で受けることが可能ですが、この確定申告は、本来ならば、2月15日から始まる確定申告で行う必要がありますが、後に述べる申告期限の延長措置によって、災害が止んだ日から2カ月以内の範囲で申告期限が延長されることになっています（災害が止んだ日は改めて告示されることになっています）。

Q251

公的年金や報酬・料金などに対する源泉徴収の猶予などの制度はありませんか。

A

所得税法35条3項に規定する公的年金などの支払を受ける者、また、所得税法204条1項1号から6号までに規定する報酬又は料金などの支払を受ける者についても、Q249及びQ250に準じる取扱いがあります（災害免除法3条4項）。

Q252

給与や報酬等に関する繰越控除制度があると聞きましたが。

A

災害による被災額が年間所得の10分の1を超えた人は、繰越控除を受けることができます。

すなわち、給与・公的年金・報酬などの支払を受ける者が、災害により被害を受けた場合において、その災害日のあった年又はその翌年以後3年以内の各年において、その災害による雑損失の金額があるものと見積られます。また、雑損失の繰越控除を受けることができるものがあるときは、その年又はその翌年以後3年以内の各年において支払いを受ける給与・公的年金・報酬などについて、雑損控除又は雑損失の繰越控除の規定の適用に関し、必要な限度において、その源泉徴収の猶予を受けることができます（災害減免法3条5項）。

この猶予を受ける場合には、「雑損失又は繰越雑損失がある場合の源泉徴収税の徴収猶予承認申請書」を提出しなければなりません（災害減

免法施行令10条1項・2項)。

Q253

今回の震災により申告期限や納税期限などの延長措置がとられる
と聞きましたが、具体的に教えて下さい。

A (1) 国税通則法では、災害その他やむをえない理由により、
国税に関する法律に基づく期限までに、申告書・請求書などの書類の提出や納付などの行為をすることができない場合は、その理由のやんだ日から2カ月以内に限り、その期限を延長するとしています(国税通則法11条)。

今回の阪神・淡路大震災の緊急対策の一つとして、神戸市など地域を指定して、被災地の納税者の国税について、確定申告などの申告・納付の期限を延長することを官報で告示しました(平成7年1月25日付国税庁告示第1号)。

この措置は、地震発生の1月17日以降に期限が到来するものについて適用されます。

(2) 国税庁が指定した適用地域は、災害救助法が適用された後に掲げる18市町です。

兵庫県の神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三木市、川西市、淡路島の洲本市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町、西淡町

大阪府の豊中市

この18市町に住む納税地を有する個人や会社であれば、被災の有

無は問いません。また、今回は特段の申請手続は必要なく、所得税・法人税・消費税の確定申告や納付の期限が自動的に延長されます。

(3) この延長される期間は、「災害が止んだ日」から2カ月以内とされていますが、「災害が止んだ日」はいまだ指定されていません(平成7年2月20日現在)。今回は災害などが広範囲にわたって発生していることから、ライフラインの回復状況などを考慮しながら、延长期限が告示されることになっています。

(4) 指定地域以外の納税者も、被災した事実があり、管轄の税務署長に申請して認められれば、申告・納税期限を延長することができます。

Q254

今回の震災により延長措置のほかに、納税の緩和措置があると聞きましたが。

A (1) 災害により、納税者が財産について相当な損失を受けた場合には、その後に納期限が到来する国税について、申請により、その納税者の損失の状況などに応じ、納期限から1年の範囲内で納税の猶予を受けることができます(国税通則法46条1項)。

この場合の「相当な損失」とは、通常、財産の20%以上の損失をいうものとされています。

そして、猶予期間は、全損(被害額が50%超)の場合は1年、半損(被害額が20%から50%まで)の場合は6カ月から10カ月の範囲内で税務署長が決定します。

(2) 災害を理由として、滞納中の国税について一時的に納付困難な状

態になったときは、税務署長は、申請により納付能力を調査したうえ、担保の提供などを条件として1年以内の納税の猶予をすることができます（国税通則法46条2項）。

また、国税通則法46条7項に、再延長の規定がありますが、合計2年を超えることはできません。

(3) (1)及び(2)のほか、換価の猶予及び滞納処分の停止の制度があります（国税徴収法151条、153条）。

Q255

延滞税についても免除を受けられますか。

A Q254の納税の緩和措置を受けた場合には、原則として、その猶予などの期間内の延滞税の全額が免除されます（国税通則法63条1項）。

Q253に述べた申告・納付期限が延長された場合には、延長された期限が法定納期限などとなるので、その間の延滞税は課されません。

Q256

地方税についても、今回の震災による特別措置がとられるのでしょうか。

(1) 地方税についても、平成7年2月17日、阪神・淡路大震災の被災者に対する平成6年分の地方税の減免、徴収猶予、期限延長の措置をとる改正が行われました。関係自治体は、それぞ

れの自治体の責任と権限で減免などの措置を条例で制定することになります。

(2) 具体的な内容は、各県市町村によって異なる可能性がありますので、関係市町村に問い合わせて下さい。

(3) 大阪市が1月24日に決めた減免措置を例にあげると、その大体の内容は、次に掲げるとおりです。

① 減免の対象となる地方税は、1月以降に納期がくる都道府県民税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、個人の事業税、自動車税です。

② 個人住民税に関する免除又は減額措置は、
ア 災害により納税者本人が死亡又は生活扶助を受けることになった場合は、全額を免除

イ 障害者となった場合は、90%
ウ 1カ月以上の入院を伴う重症を受けた場合は、60%をそれぞれ免除

減免額は、いずれも被災後1年間です。

エ 住宅が倒壊し、かつ、年間所得600万円以下の被災者は、所得額に応じて、全額免除から8分の1以上を免除までの軽減措置があります。

③ 固定資産税・都市計画税は、被災状況に応じ20%から100%まで、被災後1年分の減免措置がとられます。

④ 軽自動車税は、使用不能になった車を対象に全額免除
これらの減免、徴収猶予、期限延長などを求めるには、納税者の申請が必要です。

(4) 兵庫県は、今回の震災により被災した土地・家屋の代替地取得や

改築を促し、区画整理や新都市整備を円滑に進めるため、県税である「不動産取得税」の減免措置を拡大します。

現行制度では災害が終息した日から2年以内が対象ですが、県の取扱要項を改正し、減免期間を1年以上延長する方針です。今回の震災の場合、家屋の倒壊・半壊だけでなく、土地に関しても土砂崩れや地割れが発生する損害がでました。このため、家の建替えだけでなく、県内で代替の土地を取得する場合でも減免の対象となります。

(5) 神戸市は、地方税減免の一環として、新築のオフィスビルなど非住宅にかかる固定資産税額のうち4分の1を減免する制度を創設する方針です。

また、新築住宅に適用されている減額制度の軽減率についても現行の2分の1から3分の2以上に引き上げる考えです。

(6) 個人住民税などの特例措置

① 今回の地震災害で損害を受けたときは、「平成7年度の個人住民税についての申告」において、その損失額の金額を平成6年中の所得から控除することができる方法（雑損控除の特例）を選択することによって、個人住民税の全部又は一部を軽減することができます（個人住民税）。

② 店舗併用住宅の場合などを考慮して、個人事業者などが事業用資産などに損害を受けたときには、その損失の金額を平成6年の事業所得などの金額（平成7年度課税分）の計算上必要経費に算入することができます。

なお、控除しきれなかった損失の金額については、その翌年度以後3年間（平成8年度から平成10年度分まで）に繰り越して各年度

分の事業所得などから控除できます（個人住民税及び個人事業税）。

③ 災害を受けた場合の減免の対象となる所得要件の基準は1000万円まで引き上げられます（個人住民税及び個人事業税）。

Q257

阪神・淡路大震災にかかる義援金の取扱いはどうなっていますか。

A

個人又は法人が支出する今回の震災にかかる義援金などで、兵庫県などの地方公共団体に直接されたもの又は「募集団体（その義援金などが最終的に兵庫県などの地方公共団体に寄付されるものであることが募金要綱などにおいて明らかにされていることの確認を受けたものをいいます）」にされたものについては、国などに対する寄付金として、次に掲げる税法上の特典を受けることができます。

① 個人が支出する寄付金 → 寄付金控除（所得金額の25%又は寄付金の合計額のいずれか少ない方の金額から1万円を控除した金額を所得金額から控除します）の対象とされます。

② 法人が支出する寄付金 → 全額が損金の額に算入されます。
なお、募金団体に該当するかどうかの確認は、その募金団体の所在地を管轄する税務署が窓口となっています。